

除染特別地域等 の除染

除染特別地域における除染



除染特別地域とは？

国が除染の計画を策定し除染事業を進め
るとして、指定されている地域

事故後1年間の積算線量が20ミリシー
ベルトを超えるおそれがあるとされた
「計画的避難区域」と、東京電力福島第
一原子力発電所から半径20km圏内の
「警戒区域」であった地域

除染特別地域：福島県楡葉町、富岡町、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村、及び飯舘村。並びに
田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域
又は計画的避難区域であったことのある地域。

環境省「除染情報サイト」より作成